

令和 3 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録（第 3 日）

3 月 1 2 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午後 1 時 3 8 分 散 会

○議事日程（第 3 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 令和 3 年度市政執行方針演説に対する一般質問
 - 4. 木 村 恵 議員
 - 5. 鈴 木 明 広 議員
- 日程第 4 議案第 2 0 1 号 令和 3 年度赤平市一般会計予算の質疑
- 日程第 5 議案第 2 0 2 号 令和 3 年度赤平市国民健康保険特別会計予算の質疑
- 日程第 6 議案第 2 0 3 号 令和 3 年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算の質疑
- 日程第 7 議案第 2 0 4 号 令和 3 年度赤平市下水道事業特別会計予算の質疑
- 日程第 8 議案第 2 0 5 号 令和 3 年度赤平市用地取得特別会計予算の質疑
- 日程第 9 議案第 2 0 6 号 令和 3 年度赤平市介護サービス事業特別会計予算の質疑
- 日程第 1 0 議案第 2 0 7 号 令和 3 年度赤平市介護保険特別会計予算の質疑
- 日程第 1 1 議案第 2 0 8 号 令和 3 年度赤平市水道事業会計予算の質疑
- 日程第 1 2 議案第 2 0 9 号 令和 3 年度赤平市病院事業会計予算の質疑

- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 令和 3 年度市政執行方針演説に対する一般質問
- 日程第 4 議案第 2 0 1 号 令和 3 年度赤平市一般会計予算の質疑
- 日程第 5 議案第 2 0 2 号 令和 3 年度赤平市国民健康保険特別会計予算の質疑
- 日程第 6 議案第 2 0 3 号 令和 3 年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算の質疑
- 日程第 7 議案第 2 0 4 号 令和 3 年度赤平市下水道事業特別会計予算の質疑
- 日程第 8 議案第 2 0 5 号 令和 3 年度赤平市用地取得特別会計予算の質疑
- 日程第 9 議案第 2 0 6 号 令和 3 年度赤平市介護サービス事業特別会計予算の質疑
- 日程第 1 0 議案第 2 0 7 号 令和 3 年度赤平市介護保険特別会計予算の質疑
- 日程第 1 1 議案第 2 0 8 号 令和 3 年度赤平市水道事業会計予算の質疑
- 日程第 1 2 議案第 2 0 9 号 令和 3 年度赤平市病院事業会計予算の質疑

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名

順序	議席番号	氏 名	件 名
4	3	木村 恵	1. 市政執行方針について 2. 教育行政執行方針について

順序	議席番号	氏名	件名
5	4	鈴木 明広	1. 市政執行方針について 2. 教育行政執行方針について

○出席議員 10名

1番 竹村 恵一 君
2番 安藤 繁 君
3番 木村 恵 君
4番 鈴木 明広 君
5番 五十嵐 美知 君
6番 北市 勲 君
7番 御家瀬 遵 君
8番 伊藤 新一 君
9番 東 成一 君
10番 若山 武信 君

○欠席議員 0名

○説明員

市長 畠山 渉 君
教育委員会教育長 高橋 雅明 君
監査委員 目黒 雅晴 君
選挙管理委員会委員長 壽崎 光吉 君
農業委員会会長 中村 英昭 君

副市長 永川 郁郎 君
総務課長 若狭 正 君
企画課長 林 伸樹 君
財政課長 丸山 貴志 君
税務課長 坂本 和彦 君
市民生活課長 町田 秀一 君
社会福祉課長 蒲原 英二 君
介護健康推進課長 千葉 睦 君
商工労政観光課長 磯貝 直輝 君

農政課長 柳町 隆之 君
建設課長 林 賢治 君
上下水道課長 亀谷 貞行 君
会計管理者 伊藤 寿雄 君
あかびら市立病院事務長 井上 英智 君

教育委員会 学校教育長 尾堂 裕之 君
" 社会教育長 野呂 道洋 君

監査事務局長 中西 智彦 君

選挙管理委員会 事務局長 若狭 正 君

農業委員会 事務局長 柳町 隆之 君

○本会議事務従事者

議会事務局長 井波 雅彦 君
" 総務議事担当主幹 石井 明伸 君
" 総務議事係 笹木 芳恵 君

(午前10時00分 開 議)

○議長(若山武信君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、2番安藤議員、5番五十嵐議員を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(井波雅彦君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第3号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(若山武信君) 日程第3 昨日に引き続き令和3年度市政執行方針演説に対する一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序4、議席番号3番、木村議員。

○3番(木村恵君) [登壇] まず、東日本大震災から10年を迎えました。改めて犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災者の皆さんにお見舞いを申し上げます。日本共産党は、被災者の暮らしとなりわいを再建し、復興を成し遂げるまで国民の皆さんと共に力を尽くす決意であります。3月10日に日本共産党は、東日本大震災から10年を迎えるに当たっての提言を政府に申し入れました。1つ、期限を切った支援策に縮小、廃止をやめ、被災者に寄り添い、暮らしとなりわいの再建への支援の継続、強化を国に求める。2つ、原発推進のために福島切り捨てる政治を変える。原発事故を収束し、被災者の生活となりわい、壊された地域が再建され

るまで国と東電が支援と賠償の責任を果たすことを求める。3つ、東日本大震災の教訓を生かす政治に変える。住宅再建、被災者支援の抜本強化、災害関連法の抜本改正をとというものです。日本共産党は、東日本大震災の教訓を胸に刻み、災害から国民の命と暮らしを守るために全力を挙げてまいります。

そして、もう一つ、新型コロナウイルス感染症も国内で感染が確認されてから1年余りが経過し、今ようやくワクチン接種が始まる状況となりました。日本共産党は、この2月にはワクチン接種と感染対策の基本的取組を同時並行で行うことを提起しました。ワクチンは、感染終息への有力な手段ですが、感染予防効果や効果の持続期間、また変異株への有効性など問題を多く抱えております。ワクチン頼みになって感染対策の基本的な取組がおろそかになれば、大きな失敗に陥る可能性があります。新規感染者数の減少に伴い、検査数も減少している、検査のキャパシティに余裕がある今こそ検査によって感染を抑え込むことが重要だと考えます。我が党がこの間一貫して求めてきたように、無症状感染者を含めた検査の拡充、医療機関への減収補填、自粛と一体の十分な補償、こういった感染対策の基本的取組を同時並行でしっかり行うことが重要だと考えます。政府に対しては、この提起を真摯に受け止め、地方自治体の社会的検査が進むよう財源の確保を要望していきたくと考えております。

それでは、質問のほうに入ります。件名の1、市政執行方針について、項目の1、コロナ対策について、要旨の1です。昨年のコロナ対策については、執行方針にもありましたように経済対策、生活支援、感染防止対策などバランスよく、そして切れ目なく行われたと思います。次年度に向けても今定例会初日の補正予算で事業継続支援や感染拡大防止の施策を計上し、繰越明許として備えていることも十分評価されると思います。今後ワクチン接種が始まりますが、スケジュールはいまだ明確ではなく、先ほども言いましたが、変異株への効果など未知数の部分もあり、いつ終息するか分からないというのが現状

だと思えます。医療逼迫やクラスターの発生を回避するためにも、今申し上げたように社会的検査必要だというふうに考えます。医療機関や高齢者施設への社会的検査必要ではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 医療機関や高齢者施設への社会的検査が必要ではないかということでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の検査につきましては感染症法に基づく行政検査として北海道が医師の判断において新型コロナウイルス感染症の患者、当該感染症の無症状病原体保有者、疑似症患者、かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者、これらを対象にPCR検査及び抗原検査を行っているところであります。最近では、介護施設や医療機関などで感染者が発生した場合、クラスター対策として幅広く行政検査が行われております。また、現在では民間でのPCR検査も行われているように検査体制も整備されてきているところであります。議員がおっしゃられるように、医療機関、高齢者施設等への社会的検査についてでございますが、症状の有無にかかわらず定期的に行うPCR検査は行政検査の対象にならず、任意で行う必要があります。当市といたしましては、医療機関、高齢者施設等における社会的検査についてその必要性を否定するものではございませんけれども、現段階では一律に直接行政としてPCR検査に取り組むことは想定しておりませんので、ご理解をいただければと思います。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 必要性は否定しないけれども、現段階では想定していないというふうなお話だと思いますが、つまりは社会的検査というのは行政検査と異なると、任意だから取り組まないのだということになるのかなと思うのです。行政検査というのは、感染疑いがあって初めて検査対象というか、検査になるというふうに思います。つまりは、感染多数地域やクラスターが発生した施設、あるいは緊急事態措置地域、そういったところになら

ないといけませんということになるのかなと思います。果たしてそれで高齢者施設の方々や医療機関、そういったところで働く方々、あるいは入院されている方、入所されている方を守るのかということなのです。今は、面会制限などが行われているので、入院長期にされている方とかはリスクはないのかなというふうにも思いますが、新しく入所あるいは入院される方は当然リスクもあるし、さらには職員の方々というのは日々の生活があり、そこにずっといるわけではないので、外に出ることもあったり、そうなりますとその日々の生活の中でいつどこで今無症状感染者の方々から感染するかは分かりません。それを持ち込む可能性というのは、否定できないと思うのです。施設で一旦感染者が出た場合、その方が無症状だった場合は感染が広がってもクラスターになるまでは、症状が出る方がいるまでは分からないということになると思うのです。一たび高齢者施設で感染者が広がり、クラスターが発生すれば、やはり重症者あるいは死亡ということにも直結しかねません。医療機関であれば、そこでクラスターが発生すると地域医療の逼迫ということになり、市民、地域住民の生命に関わる事態ともなりかねないと。

そこで、やはり社会的検査を定期的に行えば、やらないことよりはやったほうが私はリスクが低減されるというふうに考えますけれども、この考え方に対しての市長の考えお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 医療機関、高齢者施設等で社会的検査を定期的に行えばクラスターとなるリスクは下がるのではないかと考えてございますけれども、議員がおっしゃられるように定期的な検査をすることで無症状の方を含めましていち早く感染者を発見することは一定の有効性はあるというふうに考えております。しかしながら、検査をしてもその後の安全を保証するというものではなく、繰り返し検査を受け続ける必要があるというふうに考えられますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番(木村恵君) [登壇] そうなのです。いち早く発見する有効性というのは本当にあると思うので、そこは認識していただいていると思うのだけれども、検査後、ではその次の日にかかったら分からないよねということで、定期的というのがいまいち踏み出せない理由なのかなというふうにお聞きしたわけですが、その間隔というのも自治体によって今まちまちにやられていますけれども、2月の時点でいいますと北海道では札幌市と函館市、大阪府では寝屋川市、東京都では世田谷区などが市区町村でも社会的検査に取り組んでいます。感染多数地域ということも当然あると思いますけれども、大きな費用があるにもかかわらず、しっかり取り組んでいるということなのです。都道府県でいいますと、18都府県で実施をしております、地域を絞って実施をしていると、11府県では今検討されている、検討中ということなのです。残念ながら北海道は検討もまだしていないという状況で報道されているかと思いますが、こういったところにもしっかり要望を上げていく必要もあるのかなというふうに思っております。冒頭申し上げましたけれども、感染者が今少なくなっているからこそ検査の拡大の取組というのが必要だということを申し上げました。去年は、これをやらなかったがために、夏場の新規感染者が減ってきたときにこういうことを行わなかったために大きな第3波が起こってしまったのではないかと言えると思うのです。

それで、空知管内で発生したクラスターというのが報道にありましたけれども、去年の5月から今年の2月18日まで13件ありまして、感染者数、クラスターの中は179人、医療機関及び高齢者施設はこのうち何件あるかというところ4件なのだけれども、感染者数はというと179人中109人なのです。実に6割が医療機関あるいは高齢者施設のクラスターということになっているのです。一旦クラスターが発生してしまうと、その規模が大きくなってしまいうことが明らかなのではないかなというふうに思うのです。一昨日道内初の変異株感染が報じられまして、

札幌市では12名、小樽で1名という報道だったと思いますけれども、この12名は高齢者施設とかではないですけれども、クラスターだということも報じられております。これからは、この変異株に対しても感染拡大防止一層注力していかなければならないという時期でもありますので、社会的検査の必要性ということ否定されないのであれば、検討ぐらいはしていくと、その期間は確かに2週間に1回とか、1か月に1回とか、その自治体によって様々だと思います。私もその次の日の保証がないということは否定できません。それは分かっているのですけれども、やっぱりやらないよりやるほうが明らかにリスクは下がるというふうに思っておりますので、この辺の検討を、仮にワクチンをこれから赤平市でも接種始まっていきます。まだ今医療従事者だけでも、高齢者が始まっていきますが、そういったときに医療機関で仮にクラスターが起こってしまった場合、そうなるワクチン接種にもかなりの影響が出てくる、そういうことも考えてもう一度検討ぐらいはしていただきたいと思うのですけれども、お考えいかがでしょうか。

○議長(若山武信君) 市長。

○市長(畠山渉君) 医療機関や高齢者施設等での感染拡大を防止する取組でございますが、市民の安心や医療の逼迫を防ぐためにも重要であるというふうに考えております。ワクチン接種に向けた関係機関との協議の中で感染拡大防止に向けたさらなる取組につきまして、どのようなニーズがあるのか、医師会ですとか医療現場、福祉現場の方々のご意見伺いながら検討してまいりたいと考えております。

○議長(若山武信君) 木村議員。

○3番(木村恵君) [登壇] 確かに医療機関の方々や高齢者施設の方々のニーズというものも重要かなと思います。市民の方とか施設の方の考えというのは、非常に大事だと、尊重しなければいけないと思いますけれども、今最後検討のほうはしていただけたということでしたので、いずれにしても医師会であるとか、医療機関であるとか、福祉施設、高

齢者施設の方々の意見を聞いて、やりたいけれども、今これさっきもちょっと言いましたけれども、費用の関係でなかなか踏み出せないというところもあるのかなと思っています。社会的検査、自主的検査になりますと国から2分の1で、あとは自治体ということが変わっておりませんので、そういうところも影響しているのかなというのはありますし、もしそれが仮に公費で行っていただけるのであれば、医療機関や高齢者施設の方々は検査をしたいという意見も出てくるのかなと思いますので、まずはそういった方々に意見交換というか、意見を聞くことをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。特に今回ワクチン接種を受けてもらっている医療機関、3医療機関に関しては、ぜひ市長自らでもそのお話ししていただいて意見を聴取していただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。項目の2、介護、福祉等についてです。要旨の1です。高齢者支援の充実について、介護予防や引き籠もり予防、認知症予防などについての対策が執行方針では述べられております。コロナ禍の中で高齢者の運動教室や食事会といったものが、今感染予防対策を行いながらでも不安があるとして以前のように取り組めていないというのが実態です。令和元年9月議会において私、加齢性難聴者への補聴器購入助成について質問した際、単独事業となることから財政負担等も伴うので、慎重に検討していくという答弁いただいておりますけれども、今の引き籠もりがちになるコロナ禍で認知症予防の観点からも補聴器の購入助成というのが必要になってきているのではないかなというふうに私考えるのですが、慎重な検討の結果どのようなものなのか、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） コロナ禍における認知症予防の観点からの補聴器購入助成についてでございますが、難聴は高血圧や糖尿病、喫煙等と同じく認知症の危険因子の一つとされております。また、コロナ禍におきましては、地域サロンなども中止となりま

して人との交流が減るということで認知機能の低下ですとか、異変の際に周囲の方が気づけないこと、これらも心配しております。高齢者のコミュニケーションの確保と社会参加の促進を図ることで認知症の予防にもつながりますことから、加齢性難聴者への補聴器購入の助成の必要性は感じているところでございます。道内でも軽度、中程度難聴の高齢者の補聴器購入費を助成している市町村もございますので、このようなことも参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君） [登壇] 必要性は感じていただいていると、他市町村を参考に検討していただけるということでした。大変前向きに受け止めていただいたと理解したいと思います。やっぱり社会参加を促すことも必要ですし、認知症予防というのは本当に周囲の気づきというのが極めて重要なのだというふうに思うのです。それがコロナ禍で今なおさら難しい、コミュニケーションが取れない状況になっていると。介護予防なんかもそうですけれども、病院もそうでしょう。症状が進むと保険適用であったり、施設があつたりということがあります。さらには、障がい者であれば障害者手帳が出てということあるのですけれども、その前にその前の段階、重度にならない段階でいかに寄り添って手を差し伸べていけるかというのが私は行政の役割だというふうに思うのです。当然その後もそうですけれども、そういった考えからするとやはりこういう事業というのは大切なのだろうというふうに思います。令和3年度に向けて第8期の赤平市高齢者保健福祉計画あるいは介護保険事業計画というのがありまして、それに沿って認知症予防、今までもやっぱりやっていますのですけれども、なかなか周知ができないというところ、頼ってもらえないというのですか、市民の方々に理解してもらえない、頼ってもらえない、そこを令和3年度力を入れていくということですので、ぜひそういったことで普及啓発に取り組まれる中で加齢性難聴についても検討していただいて、ぜ

ひそういうものにつなげていただければいいかなというふうに思います。以前紹介もしましたけれども、道内では北見市がやっています。そして、今十勝の地方でも池田町とかが取り組まれている状況だというふうに思います。高齢者ではありませんけれども、例えば石狩市、札幌市、江別市、北広島市などでは身体障害者手帳の交付とならない軽度、中等度の難聴の子供、難聴児の保護者に対する助成というも行っているのです。つまりは、所得制限とかもいろいろあるのでしょうかけれども、そういった低所得者支援としても有効なのだろうというふうに思うので、制度設計の際にはそういったものもあるので、幅広く参考にしていただいて、ぜひ早期に実現できるよう頑張っていたきたいということを申し上げたいと思います。

次の質問に移ります。要旨の2、障がい者支援の充実についてです。手話の普及啓発ということが執行方針に述べられております。環境整備と遠隔手話サービスについてですけれども、継続をしていくということが述べられていたわけですが、通訳者の養成というところは触れられていませんでした。既に赤平市では、令和元年度から赤平手話の会の運営補助金で手話通訳者養成講座の受講にも活用できるというようなことを継続してやってもらっていますし、奉仕員養成講座というのも継続をしてやっただけでいいわけですが、残念ながら手話条例制定後いまだ新しく手話通訳者が誕生しているというわけではないということなのです。もちろん手話通訳者というのは統一試験というのをパスしなければなりませんので、簡単にはいかないわけですが、手話条例を空知管内でいち早く制定して取り組んできた自治体として取組がこのままで十分なのかというところを確認していきたいというふうに思うのですけれども、手話通訳者というのはコロナ禍の中でも当然病院などに一緒に行って通訳したりするわけですが、聾者の方というのは手話だけではなくて表情であったり、口形、口の形を見てコミュニケーションを取ります。そういうことから、手話

通訳の方はマスクをせずにフェースガードであったり、フェースシールドですか、それとかマウスガードとか、そういったもので通訳することというのがすごく多いわけです。感染リスクというのがそれだけ高くなりますし、そういったものも実際今の奉仕員、通訳者の方々というのは恐らく実費でやっているというのが現状でもあるのです。そういったことも含めて手話通訳者の方々の現状と環境、あるいは待遇などについて今市長どのような認識なのかをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 手話通訳についてでございますが、手話通訳者の養成につきましてはおっしゃられるとおり令和元年度から手話通訳者養成の支援として補助金を交付しております。今年度につきましては、残念ながら養成講座を受講する方はおりませんでしたけれども、来年度におきまして受講予定の方が1名いるというふうに聞いておりますので、この補助金を最大限有効活用して頑張っていたければと思います。

次に、手話通訳の現状でございますけれども、赤平市においては現状19名の登録手話奉仕員がおりまして、1名の手話通訳者が市の社会福祉課の会計年度任用職員として手話通訳を兼務し、聴覚障がい者等の対応を行っております。また、手話奉仕員養成講座の講師や各種イベントにおける手話通訳については、市の手話通訳者のほかに北海道ろうあ連盟に講師依頼をしたり、手話奉仕員派遣事業により奉仕員派遣を依頼し、対応しております。手話通訳者は、知識と経験を要する専門職でございますが、聴覚障がい者と健聴者をつなぐかけ橋のような存在であります。手話通訳だけでは生計を立てることが難しいということもございまして全国的に成り手が不足しているというのが現状であります。市といたしましても、一人でも多くの手話通訳者が育っていただけるよう補助等を継続してまいります。また、今後におきましては、手話通訳者が安心して業務を遂行できるようコロナ禍における感染対策やその他の必

要経費など検討してまいりたいと考えております。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 まず、受講予定者が1名いるということは大変喜ばしいことだと思うので、しっかりと頑張ってきていただきたいというふうに思います。手話通訳者の方、今1名会計年度任用職員でおられて、その方が兼務だということなのですが、さらには先ほど成り手の問題まで認識をしていただいているということでしたが、通訳だけでは本当に生計が成り立たないというのが今の現状です。これは、本当に自治体でなかなか難しいのがありますし、国にしっかりと要望していく案件ではあるのかなと思いますけれども、それでもそうやって雇用していただいて市民のために通訳をしていただくということも必要なのかなと。昨年来新型コロナウイルス感染症の拡大によって、本当にテレビなどでも首相や都道府県知事の会見というのがすごく多く見られて、必ず手話通訳の方がちょっと後ろのほうに立っておりまして、見る機会というのも増えたと思うのですけれども、ああいう方たちというのは大部分、ほとんどの方が手話通訳士という方で、手話通訳者になってもまだしもののですけれども、今答弁にあったように赤平市では奉仕員の方も手話通訳の派遣に行っているのですけれども、奉仕員の方とかになりますとあれぐらいのレベルになってくると非常にまだまだ難しいというのが問題があります。高レベルの通訳というのは、非常に難しいと。通訳者を育てていく必要性というのは、やっぱりそういうところで感じるのかなというふうに思っております。通訳者育つように支援を継続していくということを言っているから、そのところは引き続きしっかりとお願いしたい、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、遠隔手話サービスというものが今ありますけれども、これもあくまで補完的な要素が強いというふうに思います。やっぱりコミュニケーションになりますので、遠隔手話サービスで足りる場合と足りない場合というのはどうしても出てくるのが現状

だと思うのです。ですから、最初にも言いましたけれども、会計年度職員の方1名兼務で雇用されているというか、配置されているのですけれども、その状況についても私は今後への懸念というのは払拭できないのかなと考えておりますので、ぜひそういった対応も検討を加えていただきたいというふうに思います。

さらに加えてなのですが、手話がやっぱり目指すためには手話のことを知らなければならない、興味を持たなければなりませんので、市民の身近なものになるように今までも取組されておりますけれども、市民の手話への関心もっと高めていただく取組ということも併せて拡充していただきたいと思いますというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと、ここは要望したいというふうに思います。

次の質問に移ります。要旨の3です。地域福祉の充実として、除雪費の助成事業について述べられております。この冬から生活保護世帯にも対象を拡大しておりますが、利用状況というのはどういうものだったのでしょうか。利用状況を踏まえた上で令和3年度も同じ枠組みでいくのかどうかというのが決まると思いますが、そこをどうなのか確認したいというふうに思います。コロナ禍によって生活保護申請というのは多くなっていませんよということは、昨年の9月議会で確認しましたが、現状どうなっているのか伺いたいということで私通告しておりましたが、図らずも定例会初日の補正予算で増えていないという答弁をお聞きしましたので、ここでは併せて相談件数なども含めて現状どうなっているのかということをお伺ひしたいというふうに思っております。除雪費助成事業の利用状況、保護世帯の利用状況、それに併せて生活困窮などの相談状況をお伺ひしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 高齢者世帯等除雪費助成事業に関してでございますが、令和2年度の申請件数につきましては現在のところ321件で、そのうち該当310件、非該当11件となっております。また、令和2

年度より実施要綱において助成対象世帯の中で生活保護法による被保護世帯は助成対象世帯としないという項目を削り、助成対象としたところでありませぬ。生活保護世帯の利用状況につきましては、申請7件、該当6件、非該当1件となっており、今後につきましても助成対象者に含め、適切な援助を行ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症により失業等によって生活困窮に陥っての生活保護の相談及び申請につきましては、現在のところ一件もございませんが、まだ終息が見えない現状で今後市民生活において厳しい状況となることも考えられますので、ご相談がある方はためらわずに相談していただければと思います。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 全体で310件、保護世帯の利用も6件あったということです。拡充したことについても一定の効果があつたのかなというふうに理解できます。特にこの冬、雪多かつたので、大変助かつた方多かつたのではないかというふうに思ひます。今後も助成対象者として適切に支援をしていくということですので、確認ができました。しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思ひます。

コロナ禍においての生活困窮の相談も一件もないということでしたので、安心しましたが、ためらわずに相談していただきたいと言つていただいたとおり、私も本当にそう思ひます。市民の方々にはためらわずに相談のほう、困つたときは相談していただきたいというふうに思ひます。

そこで、ホームページ見ますと、除雪費助成のところなのですが、除雪依頼をするのは申請者個人で行うように書かれていますけれども、これによって例えば頼むところが分からなくて申請をためらうケースというのが今現在ないのかどうか確認したいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 高齢者世帯等除雪費助成事業

につきましては、赤平市社会福祉協議会に委託して行つております。ホームページの中で業者や個人への除雪の依頼は申請者個人で行つてくださいますけれども、この事業についてはおおむね皆さんもご理解していただいているというふうに思ひます。申請時に依頼先が分からないという問合せもございませぬけれども、社会福祉協議会において十分な説明を行い、丁寧に対応していただいておりますので、申請をためらうケースはないものと考えております。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 依頼先分からないという問合せあることはあると、ただ社会福祉協議会が十分な説明しているのので、現状ためらうというケースは確認されていないということで確認いたしました。もしそういうケースがあるとすれば、ホームページ上なんか少し表記改める必要あるかと思ひましたけれども、問題ないのだなということて理解したいというふうに思ひます。しっかりと除雪費の取組も続けていただきたいというふうに思ひます。

次の質問に移ります。項目の3、商工業振興についてと観光について、要旨の1です。工業振興について、新型コロナウイルス感染症拡大による影響、特に観光産業や製造業への影響が深刻化していると、それで対策を進めていくということが述べられておりました。ここで述べられている雇用確保対策や生産活動支援については、一定理解したいと思うのですけれども、昨年の9月議会で私はいわゆる対症療法的な支援金とかばかりではなく、これも重要ですが、それだけではなくて事業継続と雇用の確保ができるような原因的療法、そういった支援策をしっかりと検討してほしいということ要望したと思うのです。その部分については、執行方針でいうとチャレンジ・アレンジ産業振興奨励金の継続ということが述べられておりますけれども、若干不十分さがあるのかなと、継続が多くて不十分さあるのかなと感じますが、認識をまずお伺ひしたいというふ

うに思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 工業の振興についてでございますが、政府は1都3県の緊急事態宣言を延長し、同時に観光支援事業であるGo To トラベルの停止も延長される見通しとなり、特に飲食、宿泊、観光関連産業など新型コロナウイルス感染症の影響が大きく心配されるところであります。当市の製造業等の状況につきましては、雇用調整助成金の拡充措置についての報道もありましたので、産企協を中心にお話をお聞きしたところ、生産調整のため休業されており、厳しい企業もある一方、回復の兆しが見えており、現在は雇用調整助成金を受けていないという企業もございましたが、いずれにいたしましてもコロナ以前に戻るには大変厳しい状況であると感じております。当市では、これまでも企業の存続のため要望のあった中小企業等事業継続支援金に加えて第二弾と同時に雇用者加算を実施し、企業の継続を支援してまいりました。国では、ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野への事業展開や業務転換などを行う事業者に対し、設備投資を支援する事業再構築補助金を新設するとしておりまして、当市といたしましても企業の新たな取組に対する支援を検討してまいりたいと考えております。今後どのように仕事を生み出していか、いかに雇用を確保するかということでございますが、新たなものを製造する、新たな販路を拡大するというのはなかなか難しく、各企業でも苦慮されていることと思います。経済回復の見通しが見えない状況でございますが、当市としても企業の状況を把握するとともに、国の支援策等について情報収集を行い、コロナ禍に対応した企業の新たな事業活動に対する今後の協力体制や市独自の支援策を検討してまいりたいと思います。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君） [登壇] 回復の兆しがある一方で、厳しい企業もやっぱりあるのだということだと思っております。新たな取組については支援してい

く考えられども、新たなものの製造だったり、新たな販路であったりを生み出すこと自体企業側もなかなか苦慮しているという、それは現状としてあるのかなと分かります。状況把握して市独自の支援策は検討していくということですので、しっかりやっていただきたいのですが、確かにこの部分については行政主導でやっていけるかという、なかなか本当に難しいのは私も理解はしております。ただ、企業側がこういうことをやりたいということを促すためにもそういう支援というのはしっかりとしていただきたいと思いますというふうに思います。いまだに厳しい企業があるということは、極めて重要でありまして、やっぱり観光関連産業だと私思うのですけれども、全国的に、あるいは世界的に人の動きというのができるようにならないとなかなか戻っていくのが難しい局面続いていくのだらうと考えております。何とか事業継続であったり、雇用確保をしていただけるように、そういったところ本当に引き続き意見交換、要望聞いたりして支援策の検討を随時行っていただきたいと思いますというふうに思います。はい、分かりました。

では、次の質問に移ります。要旨の2、商業振興について、イベント等の中止により商店街の現状というのは非常に厳しいというふうに述べられておりました。飲食業等の支援については、何回も言っていますけれども、基礎自治体としては本当に素早く積極的に行ってきていると評価されていると思いますし、市内事業者からも感謝の声が聞かれます。しかし、令和3年度のイベントについても実施できるかどうかというのは、今予断を許さないという状況だと思いますので、イベントが中止になった場合、その影響について即応的に何か対策をする、そういった考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） イベント中止の対策についてでございますが、コロナ禍におけるイベントにつきましてはソーシャルディスタンスの確保、3密の回避、飲食エリア以外での飲食制限や過度な飲酒の自

肅、参加者の行動管理など開催に向けては様々な角度から対策を講じていかなければなりません、全国的に見てもなかなかイベント開催に向けての見通しが見えないのが現状であります。実施するに当たりましては、北海道の警戒ステージやガイドライン、感染状況も踏まえながら、参加者や関係者の安全と感染対策を第一に考えていかなければなりません。当市の大きなイベントである火まつりや産業フェスティバルにつきましては、実行委員会で事前のPRや感染対策に係る費用など、また中止となった場合に実行委員会等に余計な負担がかからないよう日程を調整して開催の有無を検討してまいります。イベントが中止となった際の即応的な対策につきましては、具体策を検討している段階ではございませんが、火まつりや産業フェスティバルで特に影響が大きいのは広場や会場に出店されている飲食店や案内看板、ステージ等の音響関係など会場設備に係る部分が考えられます。これまで市の独自支援策といたしまして、中小企業等継続支援金の中で影響のあった業種について支援してまいりましたが、今後も感染状況等見ながら支援の内容について検討してまいりたいと考えております。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 即応的な対応というのは、具体的にはまだないということでした。しかし、特に影響の大きい業種ということを把握されているということでしたので、ぜひそういったところに対して何ができるかということは考えていただきたいと思います。設備関係のことを今述べられました。そういうところは、なかなか損失補填的な考え方になってしまうのかなと、それ以外何かあるのかなと私も思いつきませんが、それが果たして市民理解得られるかどうかということも含めて考えていかなければならないのかなと。逆に、飲食店などのほうに関して言いますと、昨年来テークアウトキャンペーンとか考えてやっているとありますが、そういうような協力体制というものもまた考えられるのかなというふうに思います。いずれ

にしても、継続支援金があるから、イベント経費、できれば開催したいのは私も同じですけども、中止の場合は減額補正で基金に戻すというやり方でいいのか、さらには何かできることがあるのかというところはしっかりと議論の中で続けて検討していただきたいと思いますというふうに思うのです。今後継続支援金が続けて行っているかどうかは、現段階では分かっていないので、イベントというのは本当に一年通して比較的大きな収入が得られるものだというふうに考えるので、やはり大きな影響というのがあるのだらうと思いますから、期待も大きいのではないかというふうに思います。ぜひ答弁にあったように、支援内容をしっかりと今後検討していただきたいと思いますというふうに思います。

次の質問に移ります。要旨の3です。観光PR活動の充実について、情報発信基地AKABIRAベースが7年目を迎え、来場者も年々増えており、野菜販売も定着してきたということが述べられております。また、仏花ですとかホットレッグなども多くの方に好評だということが述べられておりました。積極的に進めていくという印象を私受けましたが、昨年の執行方針のときに商品の内容や農業者の関わり、店舗運営方法など将来的な方向性、これをしっかりと検討していくということで締めくくられていたと思います。私もこの件は度々質問のほうで取り上げてきましたが、このたびの執行方針では明確な店舗運営方法など、あるいは将来的な方向性についての言及というのではないと思いますので、これらの部分の検討結果どのようになっているのか、また市長はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） AKABIRAベースについてでございますが、昨年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により4月から5月にかけて休業となり、さらに緊急事態宣言による外出の制限等で人の往来が少ない状況が続いておりましたが、人気テレビ番組の企画が赤平市において撮影されたこともご

ざいまして、令和3年2月末現在4万3,000人の来場者となり、ベース全体の売上げは昨年比で約5割増となっているところであります。また、農家の新鮮野菜の販売については、Aコープあかびら店閉店後の野菜売場の受皿として登録農家も増え、地産地消の場の一つとなっております。特産品の販売につきましてもホットレッグのほか、トマトカレーパンやトマトスープカレーも好評であり、コロナ禍でありながら当初の予定よりも順調な売行きとなっております。現在定期的にベーススタッフと協議をしながら、アイデアを出し合い、毎月のイベントや店内レイアウトなど工夫しております。季節に応じた特産品をPRするタペストリーの設置や閑散期の冬に期間限定のストロベリーサンデーやレッグバーガーセットなどアイデア商品をチラシやホームページでPRし、コロナ禍ではありますが、多くの方にご来場いただき、赤平産のものを知っていただくことができました。今後の運営や方向性については、内部で検討した結果、結論には至っておりませんが、観光情報はもとより、地元商店や製造業、農産物など赤平の魅力発信と費用負担の軽減や施設の効率性を考慮し、適切な営業期間の運用などを特産品推進協議会と協議しながら、どのような情報発信ができるのか引き続き検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 コロナの影響ありましたけれども、テレビ番組などで回復したというような感じだと思うのです。そのほかにもスタッフさんといろいろ工夫もしながら、商品なんか期間限定でやっているという内容だったかなと思います。今後の運営や方向性というところなのですが、内部検討の結果というのは結論には至っていないということでしたので、ちょっと残念な答弁かなというふうには思っております。がしかし、費用負担であるとか、効率性であるとか、営業期間とかの議論まで進んだというところは一定理解したいというふうにも思います。令和3年度については、そ

ういった内容でいくということでは理解したいなというふうに思うのですが、なかなかこの議論に結論が出ない背景というのでしょうか、やはり私はスタートの時点にあったのかなというのは正直感じております。ただ、この時点にはもう戻りようがないので、引き続きこの部分はしっかりと検討を重ねていただきたいと思いますし、しか言えないのだからと思うのです。この事業なのですけれども、フルコストで比較検討であるとか、住民理解を得る将来性とか、そこにはちょっと説明が乏しいかなというふうには、市長、私はそう思うのです。つまりは、税金の使い方として納得が得られるかというところなのですけれども、他方特産品を扱ってくれる団体ができて、そこをお願いをされていて売場所がないという話にもなっているとは思いますが、タイミング的には特産品販売する場所の確保というのは十分理解をしていかなければならないかなというふうには思います。何度も言いますが、運営方法というのか、委託の在り方、その部分については今回答えがないので、これ以上進みませんが、ずっと指摘をしている部分はそこに尽きますので、ぜひ今後検討をしっかりとさせていただいて、さらには十分な説明というのをやっていただきたいと思いますというふうには、今年度のことは理解したいというふうには考えます。

次の質問に移ります。要旨の4、広域的観光ルートの推進についてですけれども、今年度の執行方針とはほぼ同様の内容で、日本遺産に認定された炭鉄港においては炭鉄港推進協議会を中心に連携し、地域資源の有効活用を図り、広域的観光ルートの創出に取り組んでいくというふうには述べられております。昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大により、私質問の時間多くをコロナに費やしていた部分ありますけれども、改めて立坑やぐらの保存ですとか、炭鉱遺産公園整備に関して質問を行いたいというふうには思うのですが、令和元年度の12月議会で市長の認識を伺ったときに、市長答弁では公園整備による多額な費用をかけることは難しいと考えてい

る、また財政状況、有利な財源ということは考慮するが、交付金ありきではないという考えを伺いました。今もこの考えに変わりがないのかお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 広域的観光ルートの推進についてでございますが、日本遺産に認定されました炭鉄港につきましては炭鉄港推進協議会を中心に各市町と連携を図り、また国の補助金も活用しながら様々な取組を行っており、令和3年度におきましても引き続きガイド養成事業や新たな炭鉄港カード作成に伴うスタンプラリーを行うとともに、新たにツアーコンテンツ造成事業やポータルサイトの構築を行い、炭鉄港のPRと交流の促進に努めてまいります。

炭鉱遺産公園整備についてという質問でございますが、旧住友赤平炭鉱立坑やぐらなどの炭鉱遺産を構成文化財とする炭鉄港が文化庁の日本遺産に認定され、既に炭鉱遺産ガイダンス施設も完成しており、多くの観光客や教育旅行団体等が訪れていることから、関係人口という観点からも既存施設を有効に活用してまいりたいと思います。炭鉱遺産公園整備についてでございますが、多額の費用がかかるため現状では難しいと考えており、私といたしましても考え方に変わりはございませんので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕炭鉱遺産公園整備については、考え方は変わっていないということは確認取れました。炭鉄港が日本遺産に認定されたことで、いわゆる構成文化財の周りを開発するということにも私は逆に制約等もかかってくるのではないかと思いますので、一定理解したいというふうに思いますが、私は将来的な負担も考えれば公園整備というのは断念していただきたいということをずっと申し上げてきました。重ねてこのことは申し上げたいと思います。他方、関係人口という観点からも今ある施設を有効活用していくということは、ここについては私も一定の理解をしております。ガイダン

ス施設についても運営方法を考えてしっかりと有効活用するという事になっていくのだろうと思うのです。残る課題は、立坑やぐらということになるのかなど。日本遺産構成文化財となったので、なかなかもう取壊しという選択肢は現状あり得ないというふうに考えます。安全確保というのは、やっぱり人を呼んで見てもらうわけですから、していかなければなりません。そうすると、先ほどもちょっと言いましたけれども、畠山市長にフルコストでの比較と将来的観測、そういったところからはなかなか難しい判断になってくるのではないかと思います。平成29年6月議会において私、見守り保存についてと住民理解について議論したことがあります。福岡県の糟屋郡志免町のようにならないのかというやり取りをそのときしたのです。そのときの議論の核心部分は、住民理解ということなのです。そのことを踏まえて改めて市長という立場で今住民理解、あるいは見守り保存、大規模改修といったことに関してなのですけれども、考えがどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 立坑やぐらの保存についてということでございますが、公園整備につきましては先ほども申し上げましたが、多額の費用が予測されるため現状では難しいと考えているところであります。炭鉄港が日本遺産に認定され、炭鉱遺産ガイダンス施設もオープンし、来場者も増加傾向にあることから、今ある施設を有効に活用し、交流人口や関係人口の増加に努めてまいりたいと思います。

そこで、議員ご質問の立坑やぐらの保存につきましては、ガイドつき立坑内見学は好評でございますが、施設内の老朽化が進んでいることから、安全確保に係る修繕というのは必要であるというふうに思っております。しかしながら、令和元年6月議会におきましても私のほうから、市民説明会では重要文化財に指定された場合の多額の事業費に対し心配する声が多かったというふうに思います。文化庁等からの重要文化財に指定の内諾があった場合は、私の

公約にありますとおりその事業費について情報公開をしてまいりますが、多額の事業費が予想されることから、住民の理解と合意は現時点では得られないと思いますし、このようなことから申請書の提出は難しいと考えております。このように答弁させていただいております。私といたしましては、この考えは今も変わっておらず、住民の理解を得ることは難しいものと考えております。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君） [登壇] 以前の重要文化財に指定された場合ということの答弁のときと変わっていないと、情報公開もしっかりしていくという内容だったのかなというふうに思うのですけれども、一定安心をしたというか、私の志免町の先ほど言ったときの議論というのは、志免町では見守り保存の方向だったにもかかわらず、文化財なり大規模改修をしなければならぬといったときに説明が十分されていなかったがために住民理解が得られなかったという内容だったので、情報公開をしっかりしていくということなので、そういうトラブルはないのかなというふうにも感じますが、大規模改修のほうは今のニュアンスですと行わないというふうに一応受け取りました、断言はされていませんが。今後もそういったこと含め、市民の方々にしっかりと丁寧に説明をしていく、あるいは方向性を示していくということ重要だと思いますので、ぜひしっかりとやっていていただきたい。私は、見守り保存かなというふうに思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。項目の4、触れ合いと交流をつくる協働のまちについて、要旨の1です。市民と共に協働のまちづくりを進めていくためには、より多くの市民の声を聞くことは不可欠だとして市民アンケートの継続をしていくこと、そして意見、要望を的確に把握し、広報することで情報の共有化を図っていくということが述べられております。広聴の部分の考え方は理解できるのです、アンケートをすることに関して。ただ、広報の部分について情報

共有だけではなく、意見、要望から今度施策への具現化、施策への転換、そういった結果が私は求められてくるのではないのかなというふうに思っております。例えば商業振興、公共交通、昨日から議論ありますけれども、満足度が下がってきたと、重要課題となっていると。公共交通については、一定の前進見られると、来年度、思いますが、商業振興どうなるのだろうといったことなのです。市民の方々は、自分たちの満足度がどうなのかなということを知りたいのではなくて、それがどのように改善されていくかということに期待をしているのだと思います。任期4年間でこれにどれだけ応えられるかということがアンケートの意味なのかなと、それが市長の評価そのものになってくるのだろうと思うのですけれども、この点についての考え方を伺ひしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市民アンケートについてでございますが、私が市長に就任して以来これまで2回実施してまいりました。重要度、満足度、そこから得られた結果を基に改善度として統計的に集計した結果が1位、商業振興、2位、地域医療、3位、公共交通と2回とも同じ結果になったところであり、この結果につきましては重く受け止めているところであります。公共交通につきましては、令和2年度に行いました市民アンケートに合わせてテーマを絞り、公共交通に特化したアンケートも実施し、公共交通の在り方についてある一定の方向性を見いだしたところであります。商業振興につきましては、高齢化や後継者不足、空き店舗対策など様々な課題もあり、さらに令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により商業を含め、あらゆる経済活動に大打撃を与えており、市としてもできる限りの支援をさせていただいております。そのような状況の中でも令和2年度におきまして起業支援補助金や店舗整備魅力向上補助金を活用いただき、空き店舗を活用した新たな起業もあったところであります。市民アンケート等でいただいたご意見、ご要望等、市全般

にわたる住民の意向を把握し、検証した上で各施策に結びつけていくということが大事であります。その上でどのように具現化したのか、改善されるのかということが議員の言われるとおりに期待を寄せられているところでもありますので、その部分につきましてもしっかりと市民の皆様にお伝えしてまいりたいと思います。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 伝えていくということで、残り任期2年間、折り返しとなって本当に結果が問われてくるというふうに思いますので、私島山市政の福祉の面での着実な前進というものは評価されるのだろうというふうに思っております。ただ、アンケート結果ではそれほど目を引かないといえますか、そういうのも残念ながら事実かなと思うのです。商業振興が進まない、公共交通の確保が進まないということがやっぱり目立って、結果として市政停滞していると捉えられがちなのだろうというふうに思うのです。結果としては、そうなるのかなと。なので、令和3年度において、先ほど言いましたけれども、公共交通少し進むことになると思いますので、残る商業振興に対しても最重要課題として2年間で一定の前進、結果というものを残せるようにやっていただきたいなというふうに思うのです。コロナ禍で新しいライフスタイルになったことでテークアウトキャンペーンであるとか、様々なキャンペーンなんかもやっているし、さっきもあったようにできる限りの支援というのをやっております。そういうことをもっともっと加速させて市民の満足度が上がるような施策が出せるように引き続き担当課、あるいは関係団体、事業者さんと連携をしてしっかり取り組んでいっていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

次の質問に移ります。件の2です。教育行政執行方針について、項目の1、学校教育の推進についての要旨の1です。学びの充実について、学習意欲が欠かせないということから、漢字検定及び英語検定への支援は希望制を中心に据えて拡充するととも

に、授業以外の学習機会を増やす公設塾を継続し、やる気のある子供たちを支えていくというふうに述べられております。私、昨年の3月議会で英検や漢検について悉皆式に行われているけれどもということ指摘しましたが、希望制の支援というのは向上心の高まりがあつてのことだと思いますけれども、検定そのものがプレッシャーになる児童生徒というところを指摘したと思うのです。その点においては、この言い回しも含めて若干誤解を生むのかなと思うのですけれども、この点についての考えお伺いしたいと思えます。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 授業の改善及び家庭学習の改善は、学びの充実を支える要となるもので、各学校においては実態に応じて授業力の向上、家庭学習習慣の改善を進めております。学力向上対策、施策として開始いたしました漢字検定、英語検定及び公設塾につきましては、教育課程外、いわゆる授業外で実施されるものであり、家庭学習習慣の改善を進める点における学習意欲の向上やそのきっかけとなるものとの認識から、自ら学ぶ意識がより強い児童生徒をイメージいたしまして、やる気のある子と表現したところであります。言い換えますと、漢字検定や英語検定を受験しない、または公設塾に通っていない児童生徒はやる気のない子というわけではなく、授業の復習、予習など家庭学習をしっかりとやる児童生徒は当然ながら学習意欲があるいわゆるやる気のある子であり、また家庭学習習慣の定着は学びの充実の目指すところでもあります。

なお、漢字検定及び英語検定は、昨年までは小学校5年生及び中学校2年生は市が全額費用負担の悉皆方式、そのほかの学年は費用は自己負担の希望制で実施しておりましたが、本年度以降は全学年希望制で受験費用は半額補助に改めることとし、令和3年度は移行期間でもあることから、令和3年度に限り小学校5年生及び中学校2年生の受験費用は全額補助するものとしたところであります。

いずれにいたしましても、学校現場と連携しなが

ら全ての児童生徒の学習意欲の向上、家庭学習習慣の改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 表現については、今の答弁で十分理解できました。市民の方々が誤解されないように、できるのであればホームページとか広報に載る際には若干補足されるのも必要かなと思うとか、やっとならいいのかなと思うので、そこは言わせていただきたいと。

各種検定のほうですけれども、悉皆式から希望制としていただいたようで大変ありがたいなと思います。検定の試験の在り方に沿う形になったと思いますし、児童生徒への配慮ともなると、さらに言えば授業外のものでありますから、教職員の負担も幾分軽くなるのかな、少なくなるのかなというふうに考えます。早い対応を大変ありがたいなと思います。感謝申し上げます。

そういいながらも、改めて希望される生徒児童が増えていくことを望みたいなというふうに思います。そのためにもやっぱり一番大事なところは、最後に述べられました全ての児童生徒の学習意欲の向上、こういうところをしっかりと現場と連携して取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいとします。

最後の質問です。要旨の2です。信頼される学校づくりと地域連携の充実について、コミュニティ・スクールのことが述べられております。地域住民のできることを資料として整理し、人材バンクとして整備を進めると。具体的に地域住民のできることはどのようなことで、学校からの支援要請に応える流れを整えるとはどういうことを指すのかお伺ひしたいとします。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 赤平市学校運営協議会では、地域、保護者及び学校関係者に委員として参加していただき、学校が地域に求める支援を具体化を図るための協議を進めてまいりました。協議会で出された学校が地域に要請する支援といたしまして

は、新型コロナウイルス感染症予防対策としての消毒作業の補助、運動会など行事に合わせてのグラウンドの除草作業、スキー授業や育成会行事などでの指導、地域ぐるみでの見守り、挨拶運動などがありましたが、こうした支援を実現し、継続するためには地域と学校が連携、協働する組織的な動きが必要となります。令和2年度は、学校運営協議会の協議と並行し、市内の団体、サークルに地域と学校の連携、協働が必要であることを訴え、学校への協力が可能な団体及びその内容を一覧にした地域人材リストを作成したところであります。令和3年度は、学校運営協議会で学校と地域を結びつけるコーディネートの役割を担う社会教育関係者とも連携を図りながら、地域人材リストの中でどのような支援が活用できるかを継続協議してまいりたいと考えております。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君）〔登壇〕 しっかり取り組んでいただきたいとします。
終わります。

○議長（若山武信君） 暫時休憩といたします。
(午前11時09分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序5、議席番号4番、鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 通告に基づきまして、一般質問させていただきます。ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

まず、件名の1、市政執行方針についてで、項目の1、健康づくりの推進についてです。要旨として1番は、主に禁煙対策となります。まず、質問ですけれども、道内の男女計の喫煙率というのはここ数年来全国一であり、2019年も22.6%と全国一であります。たばこの煙には、約4,000種類以上の化学物質が含まれており、そのうち約200種類以上が毒物、約60種類は発がん性物質であります。3大有害物質で

ありますニコチン、タール、一酸化炭素の成分により様々ながんを発症するリスクが高進します。肺がんによる死亡の危険性は、ノンスモーカーの約4.5倍、咽頭がんは約32.5倍になるという研究もあります。がん以外では、症状が死ぬよりつらいと言われる肺の細胞を破壊するCOPD、俗称たばこ病というのがあります。心臓や血管系においては、動脈硬化の進行、心臓は狭心症や心筋梗塞といった命に関わる病気につながります。国立がん研究センターは、科学的根拠に基づきまして禁煙等の予防法を挙げているところであります。2018年8月に厚生労働省は、たばこの社会的損害研究を行いまして、2015年度の医療費や介護、火災などのたばこの損失を合算いたしますと、その額は推計で2兆500億円とはじき出しました。主な内訳としては、病気に係る医療費が1兆6,900億円、これらの病気が起因となる介護費が2,600億円、たばこによる火災などの関連費が1,000億円でありました。医療費の中でもがんの治療費が5,000億円超になっております。受動喫煙が原因の医療費は約3,300億円に及んでおります。令和元年の国民医療費は約43.6兆円の巨額に及び、医療費というのは毎年1兆円ずつ増大しております。また、当市の国保財政もご承知のように先細りが予想されます。このような喫煙による莫大な損失額を削減するためにも、やはり禁煙と受動喫煙防止が不可欠であると思っておりますが、当市における禁煙対策の在り方と成果について伺いたいと思っております。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 喫煙対策についてでございますが、WHOによると喫煙は病気の原因の中で予防できる最大かつ単一のものとされまして、能動喫煙者は言うまでもなく、受動喫煙の影響を受ける子供をはじめとした周囲の人々に数多くの疾患の罹患や死亡リスクを高める危険因子となっております。全国的に見ると、喫煙率は穏やかに減少しており、男性は平成7年52.7%をピークに令和元年には25.9%に減少、女性は10.6%から6.9%に減少しております。北海道の喫煙率も減少傾向にあります、男性

は31.7%で全国ワースト8位、女性は14.8%で全国ワースト1位となっております。赤平市の喫煙状況は、平成30年に健康増進計画策定時に行った市民健康生活調査では男性平均29.5%、女性平均13.9%となっております。年代別では、高齢者の喫煙率は低いものの、男性の40代から50代の方が50%前後、女性の20代と50代の方が25%前後と全国、全道を大きく上回っている状況であります。北海道健康づくり財団が発行する2010年から2019年における主要死因の概要では、国の死亡率を100とした標準化死亡率において当市では悪性新生物、男性109.8、女性114.1、虚血性心疾患、男性121.7、女性89.7、慢性閉塞性肺疾患、男性123.8、女性119.5など、死亡だけを取り上げても喫煙との関連が深いと言われていた疾患による死亡率が全国より高い値となっております。これらのことから赤平市の健康課題として喫煙対策は優先度の高いものとなっていると認識しており、健康増進計画においては6つの大きな対策の一つとして喫煙対策を挙げ、取り組んでいるところであります。いまだ個人の嗜好品との認識が強い喫煙であり、市民の理解を得るには時間がかかるものと思っておりますけれども、昨年4月に全面施行された改正健康増進法も追い風に、広い世代へたばこの害、受動喫煙の害、それに伴う慢性閉塞性肺疾患などの疾病についてのさらなる啓発に努め、たばこをやめたい人への支援や禁煙の環境整備など様々な保健活動の場面において取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕ご答弁ありがとうございます。驚くべき数字としては、やっぱり標準化死亡率、国を100としますと赤平の男性でがんが1割も多いと、COPD、これが23%、女性でも2割、非常に高い、それでこういうふうな高い数値が出ているのは多分生活習慣の中に喫煙が根づいているのではないかということは推しはかることができます。ご答弁の中では、嗜好品という言葉がございましたけれども、実際東京都医師会のホームページ

を見ますと、嗜好品ではなく、依存性薬物と明記されております。これ実は、東京都医師会だけではなくて、全国の医師会いろいろ調べますと明記されております。ということは、やっぱり嗜好品という言葉で惑わされてしまう側面が私は多いのではないかと思います。その辺がやっぱり鍵になると思います。

それで、ちょっと関連してお伺いしたいのですけれども、赤平市は皆さん御存じのとおり47%ぐらいがもう高齢者になっておるので、高齢者の喫煙率というのは全国的に低いのです。やはり将来の健康を、さっきご答弁あったのですけれども、考えて、高齢化率が高い当市においてはこの数値が実際は全体の喫煙率を押し下げているのではないかと。つまり生産年齢人口の中の二十歳から60歳ぐらいの喫煙率が高いと推測されるのですが、ここは問題でないかと思うのですけれども、ご答弁いただきたいと思いません。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 年齢を重ねるにつれ、様々な基礎疾患を患ったり、健康意識が高まったりすることから、禁煙をされる方も多く、高齢者の喫煙率は低下する傾向にあります。当市においても同様に男性60歳代22.4%、70歳代17.5%に比べ、40歳代51.5%、50歳代46.5%と働き盛りの喫煙率が全国、全道に比べ高い状況でございます。喫煙は、1日の本数と吸い始めてからの年数が多ければ多いほど様々な疾病のリスクが高まってまいります。40代、50代の喫煙率の高さは、悪性新生物はもちろん、働き盛りの虚血性心疾患などの急性疾患を引き起こし、医療費はもちろん、社会経済活動にも大きな影響を与えることから、その経済的損失は計り知れないものと思えます。今後とも喫煙の害について広く啓発活動を行っていくほか、たばこをやめたい人への支援、そもそも若年層が吸い始めないような健康教育等に力を入れてまいりたいと考えております。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 一番大切なのは、啓発活動であると思えます。一人一人、自分で吸う

方、能動的喫煙者、吸わされてしまう方、受動喫煙者、その方たちに配慮するように啓発活動をしっかり進めていただきたいと思えます。

それに関連しまして、要旨の2です。生活習慣病予防について、ここでは禁煙に関する条例に触れたいと思えます。生活習慣病の主たる原因の一つは、喫煙であります。先ほどからずっと申し上げております。喫煙は、たばこを吸わない人がたばこを吸ってしまういわゆる副流煙や体や衣類に付着した残留物や臭いにさらされるサードHANDSスモークと言われる第三次喫煙が問題になります。厚労省の調査では、受動喫煙による死亡者は毎年1万5,000人を上回り、交通事故の約4倍と推定されております。国は、健康増進法25条で国と地方公共団体の責務として望まない受動喫煙が生じないように受動喫煙について知識の普及、受動喫煙防止の意義の啓発、環境整備を講じることを求めています。

そこで、美唄市は、医師会の働き等で国を上回る一步踏み込んだ条例制定や改正を進めてきてまいりました。とりわけ令和2年4月の改正健康増進法の全面施行に合わせまして、学校、公園、児童施設の敷地内から100メートル以内の路上での喫煙を規制しました。また、未成年の保護については、妊産婦や20歳未満の者と同室内、同乗する自動車内での喫煙を規制しております。条例で定めるたばこについては、改正健康増進法では適用外になっております電子たばこを加えているのが特徴的でございます。同市の条例による医学的な統計データによれば、条例施行前後2年間では急性心筋梗塞が11%減、救急搬送が15%減、脳卒中については入院が16%減、こういうふうな数値が出ており、救急搬送に至っては18%減っております。これに対して比較対照しました砂川、芦別、赤平、滝川の中空知医療圏の入院は、急性心筋梗塞が23%、脳卒中が12%、それぞれ増えているというふうな数値が出ております。この結果につきまして旭川医大の公衆衛生学、疫学が専門の西條教授は、受動喫煙防止条例により急性心筋梗塞と脳卒中の予防効果につながった可能性があると説

明しております。美唄市は、条例制定とその後の取組が評価されまして、平成29年に厚労省の健康寿命をのぼそう！アワードの厚労省健康局長優秀賞を受賞しました。当市もこれに倣い、受動喫煙防止条例をつくるべきであると思いますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 受動喫煙防止条例についてでございますが、受動喫煙においては戸外や換気扇の下で喫煙した場合でも喫煙者の呼気に喫煙終了後も長時間たばこの煙の成分が含まれているため、受動喫煙の原因になると言われております。さらに、喫煙者の衣服や毛髪からは付着したたばこの煙の成分が徐々に揮発し、この成分を他者が吸い込む三次喫煙も発生し、この成分にも発がん物質が含まれていることが明らかになっており、その有害性が指摘されております。美唄市においては、地元医師会からの強い働きかけを受け、国の健康増進法改正や北海道受動喫煙防止条例に先駆け、平成27年7月に美唄市受動喫煙防止条例を施行しております。市独自の条例は、市民にとって最も身近であり、条例により市民、保護者、事業者、施設管理者、市の役割を明らかにすることで喫煙や受動喫煙、それらの害に対する関心や理解を深め、健康対策の柱である喫煙対策、がん対策を中心とした生活習慣病対策を強く後押しすることになると考えております。美唄市においても条例制定までには地元医師会はもちろん、医療系大学の有識者、学校関係者、たばこ販売業者、商店、飲食店など多くの関係する団体や個人などと条例制定賛成の立場や反対の立場に関係なく広く議論を重ねてきたと伺っております。当市におきましても多くの方のご意見を伺い、喫煙や受動喫煙の害から市民の健康を守る施策について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕美唄市では、市民と保護者、事業者、施設管理者、市の役割、いわゆるロールの分担をしっかりと、それで市民ぐる

みで全体的に喫煙をやめていこうと、そういうふうな条例ができた。やはりこういう条例がありますと、市民も意識して喫煙するところとしないところ、そういう区分ができると思うのです。ぜひとも私はこれ進めていきたいと思うし、喫煙関連に関しては当市でもライフワークの一環としてずっと研究なさっている方もいらっしゃると思うので、その思いもぜひかなえてあげたいと思います。

この受動喫煙条例に関連しまして、ちょっと関連質問があるのですけれども、条例関連ですけれども、道北勤医協旭川北医院長で日本禁煙学会理事の松崎道幸医師は旭川市内の介護施設の禁煙現状をグループで調査した結果、たばこを吸ったり、他人のたばこの煙を吸わされると新型コロナウイルスに感染しやすくなり、禁煙推進と受動喫煙対策の徹底がコロナ予防と重症化予防の鍵になるとの考察に至りました。また、同医師は、ニコチン摂取はACE2受容体の増加をもたらし、新型コロナウイルスの相互作用が重症化の本態としております。ワクチン接種により集団免疫獲得までにはウイルスのミュータント、変異等により時間がかかるかもしれないとすれば、受動喫煙条例により感染予防が効果的であると思うが、見解を伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 能動喫煙、受動喫煙にかかわらず、たばこの煙は体に様々な悪影響をもたらし、その中には感染症に立ち向かうための免疫機能を著しく低下させることが分かっております。小児では、親がたばこを吸う家庭で上気道感染や副鼻腔炎が統計的に多く、またヒトパピローマウイルスが影響する子宮頸がんにおいても能動喫煙や受動喫煙の免疫機能への影響が大きいと言われております。新型コロナウイルス感染症においても当初より重症化の要因に喫煙が挙げられるなど、その発症と重症化に大きく関わっているものと認識しております。かねてからたばこの害について啓発活動を行ってきたところでございますが、受動喫煙防止条例については当市のたばこ対策を後押しするものと考えております

ので、今後とも検討してまいりたいと考えております。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 まさに後押しするような形でつくる方向で向かってほしいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。項目の2、防災体制の拡充について、ここでは主に災害用のトイレの確保についてただしたいと思います。約1か月前の2月13日の深夜に東日本大震災から10年目の節目を前にマグニチュード7.3の地震が発生し、福島、宮城両県を中心に大きな揺れが広域に及びました。震源が深く、幸いにも津波の被害はありませんでした。東日本大震災の余震で震度6強を観測したのは、2011年の4月以来であり、10年を経ても強い余震を生む自然の驚異に慄然とする思いでございます。被災者経験者である私は、当時の記憶がフラッシュバックし、恐怖に胸を引き裂かれる思いでございました。それと同時に、市民の生命、財産を守る災害への備えを強靱化しなければならないと感じました。発災後避難所における困り事の順位について学術、民間調査機関等の分析によりますと、トイレの問題は他に追従を許さず1位であります。さらに、詳細を調べると、大多数がトイレの数の不足を問題視し、以下清潔でない、女性や高齢者への配慮不足等の順に問題があると認識しております。平成28年、内閣府、避難所におけるトイレ確保、管理ガイドラインによりますと、仮設トイレ等の必要数は発災時は避難者50人に1台、その後長期化する場合は20人に1台となっております。平成30年、赤平市の避難所の指定状況に関する都道府県への通知様式を基準にし、当市の指定避難所23か所に必要とされるトイレの数を試算しますと、発災時で60台、その後長期化が想定される場合は108台と私は試算しておりますが、現時点での赤平市が確保している仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ、いわゆる災害用トイレの台数について伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 災害用トイレについてでございますが、現在避難所の備蓄品を整備する中で議員のおっしゃるとおり避難所でのトイレの確保については食事など他の備蓄品と同様に必要不可欠なものと考えております。この件について検討はしていたものの、他の備蓄品の整備を進めており、トイレの備蓄について整備が遅れているところでもあります。現在の赤平市のトイレの備蓄状況ですが、北海道から貸与されている簡易トイレ1台が備蓄トイレの数量となっております。備蓄トイレについては、段ボール製、樹脂製など様々なタイプがあり、耐久性や利用性など検証しており、今後整備に向け検討しているところでもあります。必要な数量については、おっしゃるとおり避難所23か所で約60台と試算しているところではありますが、長期避難や理想的な男女比などを考慮すると試算したトイレの数では不足すると思われるところでもあります。このようなことから、購入後の保管場所などの課題もございますが、他の備蓄品と同様にトイレの備蓄についても検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 簡易トイレが1台ということは、実質トイレについてはゼロベースであるとは思っており、食べ物を食べれば人間排泄つがあるのも、同時並行で進めなければならないものであるということは認識していただきたいと思っております。計画を立てるのは結構ですけれども、それを実行に移すいわゆる迅速化、スピード感あるような対応を願いたいと思っております。これにつきましては、国はいわゆる国土レジリエンス、すなわち国土の強靱化におきまして重点化15プログラムというものをつくっております。その中で劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生はプログラムにより回避すべきであって、起きてはならない最悪の事態というふうにホームページにも掲載されております。すなわち、やはりトイレの問題というのは感染症、その他いろ

いなる病気を引き起こす可能性があるわけですから、優先順位は非常に高いと。実際令和2年度の国土強靱化対策では、4兆円の巨額の予算がついておるわけですから、また今年も同様の金額がつくのではないかと私は思っておりますので、ぜひとも検討して早く計画をつくっていただきたいと思います。

これに関連して、どうしても、今ちょっと述べたのですけれども、トイレが整備されていないと高齢避難者を中心にとりわけ水分の摂取量を減らすので、血液がどろどろになり、いわゆるエコノミー症候群を発生して最悪は死に至るケースが東日本震災以降多数報告されております。せっかく防災無線を確立されて、いざ災害が発生して避難行動を迅速に取って避難所に来たのに当市ではトイレ、電気、食料等が避難における備えのいわゆるミニマム、最少と言われる3日間を確保できていないのでは、あらゆる危機を想定した危機管理からは程遠い防災体制ではないかと私は思うのです、ちょっときつい言葉かもしれませんが。災害は人を待たずして起こるのでございますから、やはり計画を立てるのだったら、具体的にいつ頃までというふうなのを現時点でも本当は聞きたいので、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 災害用トイレの備蓄についてでございますが、整備台数につきましては標準的な避難所3か所の3日分として積算基礎となる50人に1台を基本とし、予備トイレも含めて24台と計画しております。また、処理袋や凝固剤などについても3か所の避難所で3日間の使用が可能な数量として450人分の6,800回分を備蓄するべく進めているところであります。具体的にいつまでに備蓄するのかということについてでございますが、避難所での新型コロナウイルス感染防止ということからも有効な財源を活用し、対応してまいりたいと考えております。災害用トイレについては、全ての避難所に配置することが必要でありますので、備蓄食料と同様計画的に備蓄を進めてまいりますので、ご理解いただけれ

ばと思います。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 ぜひとも計画を進めて最悪を想定し、最善の結果を得られるような防災体制を確立されるように願っております。

それに関連しまして、要旨の2ではコロナ感染症防止になる避難所でのマンホールトイレの設置についてただしてみたいと思います。障がい者や高齢者は、避難所で災害時においてマンホールトイレのような多目的トイレがないと排せつが困難になります。仮設トイレがあったとしても、段差や広さが十分でないと実質的に使用できない不便が生じるケースがあります。そのため、障がい者や高齢者が他の健全な避難者に遠慮してトイレ使用をちゅうちょしてしまい、最悪の場合は先ほど述べましたエコノミー症候群等による震災関連死に至るケースが多く報告されております。国交省が平成30年度に発行しましたマンホールトイレ整備・運用のためのガイドラインでは、マンホールトイレを整備すべき施設は災害対策基本法に基づき、1番目としては市町村が指定する避難所等とする、2番目としましてはマンホールトイレの使用想定人数は避難所等に受け入れる避難者数、収容人数を使用想定人数の目安とする、3番目としましてはマンホールトイレ1基当たりの使用想定人数は50から100人を目安とするとしております。また、防災基本計画第2章、災害応急対策第8節の保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動では、市町村は避難所の生活環境を確保するために必要に応じ仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため清掃、し尿処理、生活ごみ収集処理等についても必要な措置を講ずるものと明記されております。20年10月23日に政府と国交省がマンホールトイレの整備を検討するよう市町村に要請しました。設置方法や先進事例を示したガイドラインや下水管の避難所までの延伸などの整備費用を支援する交付金の活用を促し、普及につなげる通知を出したとの報道もございます。私は、障がい者や高齢者などの要配慮者が災

害時に感染症防止効果が高く衛生的で安心して利用できる避難所のトイレ選択肢の一つとし、マンホールトイレ設置を積極的に推進していくべきだと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） マンホールトイレについてでございますが、災害時でも排便後の袋の処理の必要がなく、衛生的に用を足すことができると議員がおっしゃるとおり障がい者や高齢者などが安心して使用することができ、感染症の予防効果が期待できます。マンホールトイレの設置につきましては、阪神・淡路大震災以降都市部で避難場所等への設置が進められてきております。現在避難所や避難場所に設置する場合は、公共下水道管の場所や敷設位置、管の耐震化の有無、断水時の水の問題などの課題があり、調査を行い、設計をする必要がございます。一方、赤平中学校と現在建設中の統合小学校における一部のトイレでは、障がい者や高齢者が災害時でも通常どおり安心してトイレが使用できるよう考えられているところであります。避難所でのトイレの在り方については、新型コロナウイルス感染症対策にも配慮し、様々な観点で見直さなければならないところであり、今回ご質問のあったトイレ備蓄等の対策やマンホールトイレについても併せて検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕マンホールトイレは、結構設置する自治体が増えておりまして、有力な選択肢の一つとなると思います。

1つお伺いしたいのですけれども、答弁の中で赤平市立中学校と統合小学校の一部のトイレでは通常どおり使用できるとの答弁なのですが、それぞれ何日分ぐらい使用できるのかお答えいただきたいと思っております。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） トイレ使用の試算についてでございますが、赤平中学校については污水管へ排便する設備となっており、排便を流すための水確保の

ため50立方メートルの貯水ピットを有しており、1人当たり1日5回の使用を見込み、1回の使用流水は約4.5リッターで避難所定員320名が使用する想定での計算として約7日間の使用ができることとなっております。また、現在建設中の統合小学校につきましては、污水管へ排便できないときには污水管の切替え弁により23.8立方メートルの污水貯留ピットへ排便を貯留することができる構造となっており、避難所定員を285名と想定していることから、1人当たり1日5回の使用を想定して3日分の排便を貯留することができるようになっております。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕赤平市内におきましては、中学校と統合小学校はこういうトイレについては割と進んでいると思う。ただ、中学校に関しては、水を流すだけであって、ためるところがないので、下流管とつながないといけない、多分そういうふうなところが出てくると思う。統合小学校、建設中の小学校においては、多分トイレの便座の数は少ないので、見込み285人分とあるけれども、実際に対応するとかなりの長蛇の列になって、そこも難しいのが出てくるのではないかと思います。

いずれにしても、マンホールトイレというのは先ほども述べたのですけれども、重要な選択肢であって、それで最後にこの件についてはマンホールトイレについて細かいところまで細部にわたってお伺いしたいと思います。マンホールトイレは、流下式と貯留式があります。流下式は、下流側の下水道管や処理場が被災していないのを確認してから通常の水洗トイレに近い感覚で使用でき、し尿を下水道に流下させる。貯留式のマンホールトイレは、流下式と同様にし尿を下水道管に流下させることができるために衛生的に使用できます。さらに、マンホールに貯留弁を設け、排水管を貯留槽とした構造であり、放流先の下水道施設が被災していたとしても一定期間使用することができるとあります。2つの選択肢のうち、私は貯留式のほうが効果的であり、早急に整備をするならこっちのほうではないかと思うので

すけれども、ご見解を伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） マンホールトイレの整備についてでございますが、マンホールトイレについては避難される要配慮者などの利便性には有効であると考えるところではあります。しかし、屋外への設置となることから、北海道では冬期間の除雪作業や排便の凍結等による使用の適否もございます。そのようなことから、繰り返しにはなりますが、避難所でのトイレの在り方については様々な観点で見直さなければならぬところであり、今回ご質問のあったトイレ備蓄等の対策やマンホールトイレについても併せて検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 鈴木委員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 この質問を通じて議論が進んで対策が進むことを願っております。

続いて、項目の3番、計画的な除排雪対策についてお伺いしたいと思います。近年は、気候変動の影響と思われる雪の降り方に変化が見られまして豪雪となる頻度が高くなっております。冬期間の安全で円滑な道路交通の確保や安心、安全な生活環境のためには雪対策は欠くことのできないのが豪雪地域に関しては概して過疎地に位置し、少子高齢化により除雪オペレーターの将来的な不足が懸念されておるところではございます。ベテランと若手がペアを組んで技術の継承を行っているのですが、今後当市といたしましても技術後継者不足が憂慮されるところであります。このような社会的課題の解決に向けた産学官等の連携により、技術開発が緩やかながら進んできているようであります。除雪作業の効率性と安全性を推進するためにIoTとAIを積極的に活用する自治体としては、富良野市がIoT除排雪効率化実証実験におけるデータ分析にオラクルオートノマスデータウェアハウスとオラクルアナリティクスクラウドを導入しました。実証では、2020年12月から2021年1月の期間、稼働する6台の除排雪車両にGPS機能を持つ端末を設置し、IoTを活用して車

両の走行データや職員の業務記録をリアルタイムで収集し、それらのデータを地図やグラフで可視化することで除排雪の可視化を図っております。収集した作業データに市民からの問合せやフィードバック、気象データ、パトロールカーの出動記録などの関連データ等を分析し、これにより最適な走行ルートを割り出し、作業時間やコスト削減を図っていただくこととさせていただきます。ICTの利活用をはじめとした取組を推進し、市民にとって住みやすい環境を実現するスマートシティ構築のためにも当市もIoT除排雪効率化実証実験に取り組むべきであると思いますが、ご見解を伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 計画的な除排雪対策についてでございますが、富良野市が導入いたしましたIoT除排雪効率化実証実験によるデータ分析を基盤にいたしましたオラクルオートノマスデータウェアハウスとオラクルアナリティクスクラウドの導入につきましては、北海道からの実証実験の要請により行政と民間をマッチングさせた作業として除排雪作業におけるコスト削減や作業の効率化を図ることを目的にし、IoTを活用し、車両の走行データ、道路状況や苦情等の情報を収集し、過去の業務実績等と合わせ、相関的、総合的に分析し、効率性の高い除排雪作業に向け取り組まれているものであります。現在富良野市においては、分析結果による最終報告がなされていない状況のため、情報収集までには至っておりませんが、当市における今後の取組として情報を共有していただけることとなっております。また、制度等の活用についても北海道の関係部局と協議してまいります。当市においてもオペレーターの高齢化が進む中、今後人員確保が困難である状況は避けられず、作業の効率化に向けた取組は重要となってくることから、これからも情報収集に努め、当市に見合った取組について検討してまいりたいと思います。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 まさにオペレー

ターの高齢化は、どこの自治体でも同じ悩みでございまして、なかなか技術の継承がうまくいかない、技術の継承が進んだところでほかの地域に転勤なされる、仕事を見つけて替わるといった事例もあるそうなので、大変だと思います。

そこで、現在赤平市では恐らく四、五十人体制の除排雪だと思います。多分もうすぐ人員もスタッフも限界に達するのではないかとと思うので、私はICTとAIを活用した除排雪の新しいオペレーターづくりというのは急務であると思うのですけれども、市長はこれをどのぐらいの期間で成し遂げればよいと思いますか。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） オペレーターの高齢化が進んでいる中、現状のままですと今後10年くらいまでには当市においても人員の確保が困難になってくるものと推測しております。今年度から実証実験が開始された新たな技術でございますので、情報収集し、IoTの活用も視野に入れ、当市に見合った取組について検討してまいりたいと思います。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君）〔登壇〕 私もほとんど同様な考えで、この10年が勝負どころではないかと思うので、ぜひとも情報を収集し、富良野市のみならず、他市でも行われる場合には情報を共有して進めたいと願っております。

続いて、項目4のほうに移っていききたいと思います。全ての子供たちが多様な体験をできるよう赤平市独自の放課後子ども教室の開設について、ここではゲームの持込みについてお伺いしたいと思います。令和4年に統合小学校において赤平独自の放課後子ども教室を開設する予定でございます。放課後児童クラブの機能は多様であるが、当市の保護者さんから寄せられる意見や批判からは、特に子供を預ける保護者サイドからは子供が他の子供と関わることで社会性を養うことや質の高い情操教育を享受できる環境や整備を望む声が多い、その中でも厚労省が放課後児童健全育成事業の内容として掲げており

ます遊びを通して自主性と社会性と創造性を培うことについての関心が非常に高い、ゲーム機器をこのような保育の場に持ち込むことにより子供たちが集う場で黙々と個人がゲームに集中してしまいますと社会性を培う場での人格形成に何らかの悪影響をもたらすのではないかと懸念を持つ方がいらっしゃいます。また、ゲーム機を持つこととそうでないことにより格差を生み出すことへの不安や持ち込むことが当たり前になることによる同調圧力が子供の心理的負担になることが懸念されております。ゲーム依存のない家庭環境で育った子供にとっては、学童保育とは指導員に宿題を見てもらおう、あるいは絵本や本に触れることによって感受性が高まったりする機会が得られるべき場ではないだろうかと察せられます。私は、ゲームそのものを否定するわけではございませんが、学童保育においてはゲームソフトによらない創造的な集団ゲーム等を楽しむことにより年齢の異なる子供たちの社会的な協調性を養う機会をでき得る限り多く提供する場であるべきだと思います。そこで、当市における学童保育の場へのゲーム機器の持込みに対するガイドラインについてお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） ゲーム機器の持込みに対する考え方についてでございますが、赤平市独自で行ういわゆる学童保育室における放課後子ども教室及び留守家庭児童見守り事業につきましては放課後に学校施設を利用することになりますことから、学校に持ち込めないものは学童保育室にも持ち込めないという形で運営させていただきたいと考えており、現時点においてはゲーム及び携帯電話の持込みについては禁止してまいりたいと考えております。

また、学童保育室の中で行う留守家庭児童見守り事業については、将来的には国の基準を満たすことにより放課後児童クラブへの移行も考えておりますが、その際には放課後児童クラブ運営指針にのっとり事業を行わなければならないと考えております。この運営指針の中に児童期の遊びと発達といたしま

して、遊びは自発的、自主的に行われるものであり、子供にとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合されるほかに代え難い不可欠な活動である、子供は遊びの中で他者と自己の多様な側面を発見できるようになる、そして遊びを通じて他者との共通性と自身の個性とに気づいていくとありまして、議員のおっしゃるとおり子供たちの社会性や協調性を養うための貴重な機会であると考えておりますことから、ゲーム及び携帯電話の持込みについては禁止してまいりたいと考えております。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君） [登壇] ほとんど満額回答で、もう何も言うことはございません。ただ一つ、非常に難しいのは有資格者の確保と、あとその方々の啓発活動だと思えます。

次の質問に移らせていただきます。項目の5番目、健全な行財政の運営についてです。RPA、ロボットプロセスオートメーションの導入によりまして、定型かつ膨大な定型事務作業量が発生する業務においては操作入力ミスの削減や作業時間の手間が省けたという事例が多く報告されております。さらに、定型事務作業時間の削減が可能になったことから、職員が住民サービスに集中できるようになったという成果が発表されております。RPAは、登録、入力、集計が多い税務、財務、法務、健診、介護給付等と幅広い分野で導入が期待されるものであります。行政改革のためにRPAの導入は、ルーチンワークの定型的業務や作業、型どおりの仕事を自動化し、事務時間の削減が大いに期待できるので、急務であると考えられます。当市は、その実証実験を行ったとありますが、その具体的な内容と結果検証と今後のRPA拡充方針についてお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 健全な行財政の運営についてでございますが、当市におけるRPA実証実験を行った具体的な内容といたしましては財務会計システムにおける実証実験を行ったところであります。内

容といたしましては、毎月定型的に行われている伝票作成業務を選定し、財務会計システムの起動から情報入力、伝票印刷までのシナリオ作成を行い、動作確認なども進め、完成させたところであります。また、職員にはデモンストレーションを行い、RPAがどのようなものか、どういう効果があるのかを説明したところであります。検証の結果といたしましては、日頃定型的に作成している伝票30枚を通常の作業手順ではおおむね2時間の試算となりますが、RPAプログラムの実行によると必要事項の入力から印刷までは約30分で終了すると試算され、このことから約1時間30分の時間短縮が見込まれる結果となり、また人的ミスの発生も少なくなることから、より効果が期待されるところであります。今後のRPA拡充方針についてでございますが、これまでの実証実験を受け、業務の選定と優先順位、個人情報の取扱いなどの検討、シナリオの内製化を目指しておりますので、職員によるシナリオ作成のための技術的な支援をどのように行うかなどの課題があり、現在解決に向けて引き続き取り組んでまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君） [登壇] 件数がちょっと少ないので、時短はあったと、時間短縮はあったということは認めますけれども、1つお伺いしたいのですけれども、RPAで処理した定例的な伝票作成業務30件程度というのはまだまだ私は実験は緒に就いたばかりではないかと思えます。現状は、あくまでも結果ではなく中間報告にすぎないと思えます。実証実験の検証に説得性を持たせるためには、他の課との実験を並行して進め、サンプル数を増やすべきであると思えます。選考された、選ばれた数種類の実証実験結果を総合的に分析、検証した上で成果が上がっているか否かを判断すべきであると思えますが、見解を伺いたいと思えます。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） RPAの実証実験の成果についてでございますが、現在RPA化すべき業務を選

定すべくプロジェクトチームにおいて各課の業務の洗い出し作業を進めているところであります。また、実証実験を行いました財務会計システムで典型的に行われている伝票作成業務につきましては、全庁的にありますことから、作成したシナリオの運用方法を検討しておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君） [登壇] ちょっと私の考えている方向とは違うので、実験を一緒に進めていくべき、シナリオが使えるのだったら、まさにそういうふうと一緒に進んでいくべきではないかと私は思うので、その見解はちょっと違うので、今度はもう少し深く追及したいと思います。

もう一つお伺いします。RPAを推進するには、私は片手間ではこれはできる仕事でないということはいろいろ研究して知っておりますので、専任の職員を各課に1人配置するつもりで取り組まないとなかなか効果は上がらないし、発展も難しいと思います。当市のRPAプロジェクトチームでシナリオ作成と本格実施を担当する人員は、現在何人いるのかお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） プロジェクトチームで現在シナリオを作成できる職員は3名となっております。本格実施を担当する職員については、各課のRPA化すべき業務の選定状況により検討してまいりたいと考えております。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君） [登壇] 他市におきましては、某大手通信会社から役所のほうに勤めていただいたという例もございまして、多分そういうふうなところは……

○議長（若山武信君） ちょっと待ってください。

このまま質問を続けたいと思いますので、よろしくお願いたします。

はい、どうぞ。

○4番（鈴木明広君） [登壇] 質問の途中にな

ってしまいましたけれども、他市においては本物の、片手間でやるのではなくて、それに精通したプロフェッショナルを雇い入れたという事例がございますので、当市におきましてもやはり専門性を持った人員を1人配置するぐらいの覚悟を持ってプロジェクトを取り組まないとなかなか難しいのではないかと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。将来に生きて働く学びの充実における公設塾の役割についてということです。当市では、2018年の9月、学校のカレンダーに照らし合わせますと第2学期から事業が始まったわけでございます。塾の目標としましては、学力向上並びに学校以外での学習習慣の定着をうたっているわけでございます。18年度開設なので、今年度赤平市内の中学校3年生、すなわち高校受験生の一定数は塾で3年学んで受験生になるというわけであります。コロナ禍で事業の中断時期がございましたが、コロナ禍は全国的な問題なので、影響云々ということは度外視した上で効果について総括が必要かと思われまます。当市の公設塾は、科目数が限定されておりますが、学習機会を増やし、学習習慣が定着すれば受講科目以外にも派生的な効果がある程度期待できるのではないかと思います。また、やる気の出る子が増えていけば、他の生徒にも学習意欲について刺激を与えるので、相乗効果がある程度は期待できるのではないかと推察されます。そういったことを総合的に勘案しますと、学力向上への貢献度の全体像がおぼろげながらつかめるのではないかと思います。長年受験教育をなりわいとしてきた私としましては、学力を偏差値という物差しで測ることは重要かつ基本的なことであると思えます。そこで、本年度の赤平中学校の高校受験志望校動向についてお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 議員のご質問の公設塾の総括につきましては、数的データに基づく検証ではございませんが、登録児童生徒から好評を得ており、児童生徒の学習意欲の向上や家庭学習の習慣化の面

において一定程度効果があると認識しております。また、令和2年度は、中学生対象の公設学習塾において中学3年生に限り開設期間終了前10回程度受講時間を30分間延長したことにより、受験対策にも一定程度効果があったと考えております。令和2年度の赤平中学校の高校受験志望校動向につきましては、教育長行政報告でも申し上げましたが、43名が高等学校等へ進学予定であります。個別の内訳につきましては個人情報の観点から答弁を差し控させていただきますので、ご了解願います。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君） [登壇] 一定程度の効果があるという認識というのは、抽象的な評価で、漠然とし過ぎて、私の職業観からいうと全然話にならないレベルなのですけれども、公設塾という建前がございますから、それでも貢献したということだと私は思います。

また、志望校の動向につきましては、私は当然それをなりわいにしておりますから、独自でデータを手に入れました、再質問させていただきますけれども、志望校動向の私が入手しましたデータに業者テストの高校別難易度ランキングや合格者平均偏差値を基に私があくまでも独自ですが、はじき出しました本年度の受験生の平均偏差値は赤平の今年の中学校3年生、受験生はおよそ40ぐらいであろうと推定できます。偏差値40というのは、100人試験を受けますと昇順840番目、降順160番目ぐらい、正規分布でいうと50が真ん中ですから、下のちょうど16%ぐらいのところは頂上になる山が赤平だというふうになると思います。正規分布の下位16%というのはこの位置で、非常に厳しいと思います。学力が足りないことが一目瞭然となり、非常に厳しい水準であることをコミュニティ全体でしっかり受け止めなければいけないと思います。学力の低い主たる原因というのは、まず1番目として少子化が進む学区内で同じ仲間が義務教育が完了してしまい、切磋琢磨する雰囲気醸成されにくい。2番目としましては、外部から学力に対するインパクトが少ない。3番目とし

ましては、中空知における高校入試の倍率が低い、ほとんど1倍以下です。入試において定員割れする高校が多く、競争力の希薄化が常態化しておる。4番目としましては、高校受験のための総合学習塾等の教育産業インフラが少ないと分析されます。1番目から3番目については、一自治体の努力だけでは解決できるものではございませんが、4番目の教育インフラについては公設塾の拡充が学力向上の特効薬であり得ると私は考えます。子供の将来を左右する大きなファクターは学力であり、将来の大学受験等の進学競争に打ち勝つためには義務教育期においてしっかりと基礎学力を習得し、さらに自ら考え、学び、行動する知識を得る場を子供たちに提供していかねば将来生きて働く学びの充実にはつながらないと考えられます。ひっきょう、当市におきましては学校の授業以外に入試5科目を教えることのできる総合受験型の公設塾に拡充、発展させることが私は喫緊の課題だと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 学校教育においては、全ての児童生徒が学ぶことができる学習指導要領に基づく学校での授業理解が最重要であると考えており、そのため学びの充実を支える要として授業改善及び家庭学習の改善が重要と考えております。公設塾は、それを補完する市の単独教育施策の位置づけであり、費用負担の理由で塾に通えない子供たちを含む自ら学ぶ子供たちを支えるために開始した赤平市の総合戦略施策であります。あくまでも希望制であるため登録者数は2から3割にとどまっております。登録していない児童生徒のほうが多数を占めていることが実態であります。よって、議員がご提案の公設学習塾における総合受験型公設塾への拡充につきましては、公費投入の平等性、公平性の観点から現時点において実現は難しいと考えております。しかしながら、自ら学ぶ子供たちを応援することは必要なことであり、どのような施策が必要か、あるいは効果的かにつきましては調査研究してまいりたい

と考えております。

○議長（若山武信君） 鈴木議員。

○4番（鈴木明広君） [登壇] 多分入り口での認識の違いだと思うのです。義務教育がオプションとして公設塾を担当しますと、やっぱり法の下での教育の機会平等を失われることが非常に懸念されるのであって、多分その延長線上にあるのが公設塾の拡充だというふうに考えていらっしゃるのではないかと思うのです。私は、それは分かるのですけれども、大切なのは公設塾の役割というのは競争意識、競争原理の中で子供を切磋琢磨して学力を増進させることなのでありますから、そこを切り離して考えるか、もしくはほかの部署、例えば教育によってまちづくりを起こす、そういうふうなところにシフトしていくしかないのではないかと思うのです。

そこで、私は要望としまして、公設塾に対して要望ですけれども、公教育の果たす役割、見解については理解するところではあります。赤平市の子供たちの学力の向上については、今までの常識を超え、かなり思い切りのあるいわゆるドラスチックな教育施策が必要であると考えます。子供たちの学力は財産でもあり、また赤平出身の子供たちが難関高校や難関大学に合格する事実が増えてくれば、総合戦略事業が目指すところの移住、定住につながるものと私は考えております。金額の多寡はあると思いますが、長い常識を打破し、私道の除雪施策を行ってきた畠山市長にはぜひ英断していただきたいと思いません。

これで私の質問終わらせていただきます。

○議長（若山武信君） これをもって、一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

(午後 0時27分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（若山武信君） 日程第4 議案第201号令和3年度赤平市一般会計予算を議題といたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
竹村議員。

○1番（竹村恵一君） 昨日提案されました令和3年度一般会計予算について、市長のほうに2点お聞きいたします。

昨日も副市長からの提案前に市長から概要的な説明がありましたが、1点目は各課から聞き取りを行った後、市長はどのような考えの下で予算編成を行ったのか、改めてお考えをお聞きしたいと思えます。

2点目は、この予算で令和3年度中に市長が強く推し進めて行いたい施策部分はどのような部分と考えていらっしゃるのか、以上の2点をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 1点目でございますけれども、各課の聞き取りを受けた後どのような考えで新年度予算の編成をしたのかということだったというふうに思います。これにつきましては、昨年3月に策定いたしました第6次赤平市総合計画、これに基づく事業のうち、特に住民生活に関連する事業を優先的に予算化させてきておりますし、また新型コロナウイルス感染症への対策につきましても令和2年度と切れ目のない事業実施となるよう留意しながら編成作業をさせていただいたところでございます。

また、令和3年度中に強くやる施策についてということだったと思えますけれども、ハード面につきましては教育環境の向上を図るため令和2年度、3年度2か年で建設いたします統合小学校建設事業、そして令和3年度から令和5年度までの3か年で翠光苑、茂尻本町公園、平岸中央公園の市内3公園についての遊具や休養施設、管理施設の改修、更新を実施して長寿命化いたします都市公園安全安心対策事業、そして右岸通、昭和本通、北文本通の改修、東文の通学線の歩道の改修のほか、排水の整備を実施する市道の改良舗装等事業、またあんしん住宅助

成事業につきましてはリフォーム工事、そして老朽住宅除却工事に対する助成でございますけれども、助成率及び限度額、これらを拡充して実施するものが主なものとなるかと思えます。そして、ソフト面につきましては、私の公約でもございます市民アンケートにつきまして令和3年度においても継続して実施するほか、地域公共交通の在り方について市民アンケートも踏まえて実証実験等も行い、検討を進める地域公共交通活性化事業、そして予防接種等で防ぐことのできる感染症対策事業について小児インフルエンザワクチン接種の助成範囲、高校生まで拡充して実施する感染症予防対策事業、これの拡充、それから出産後間もない時期における母親の心と体の状態を確認するため産後2週目と4週目、計2回実施いたします産婦健康診査事業、これを新たに行うというものが主なものになるかというふうに思っています。

以上です。

○議長（若山武信君） そのほかございますか。よろしいですね。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） それでは、質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第201号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第201号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（若山武信君） 日程第5 議案第202号令和3年度赤平市国民健康保険特別会計予算、日程第6 議案第203号令和3年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算、日程第7 議案第204号令和3年度赤平市下水道事業特別会計予算、日程第8 議案第205

号令和3年度赤平市用地取得特別会計予算、日程第9 議案第206号令和3年度赤平市介護サービス事業特別会計予算、日程第10 議案第207号令和3年度赤平市介護保険特別会計予算、日程第11 議案第208号令和3年度赤平市水道事業会計予算、日程第12 議案第209号令和3年度赤平市病院事業会計予算を一括議題といたします。

○議長（若山武信君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第202号、第203号、第204号、第205号、第206号、第207号、第208号、第209号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第202号、第203号、第204号、第205号、第206号、第207号、第208号、第209号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（若山武信君） お諮りいたします。

委員会審査等のため、明日13日から21日までの9日間休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、明日13日から21日までの9日間休会することに決しました。

○議長（若山武信君） この際、ご報告いたします。さきに設置されました予算審査特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

委員長に伊藤議員、副委員長に安藤議員が選任さ

れましたので、ご報告いたします。

○議長（若山武信君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1時38分 散 会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)